

第十三回

出席者は左の通り。

委員
大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

西川基五郎君
山本 米治君
小宮山常吉君
小林 政夫君
田村 文吉君
波多野 鼎君
木村禧八郎君

政府委員
大藏政務次官 西村 直己君
事務局側

常任委員 會專門員	木村常次郎君
常任委員 會專門員	小田 正義君

大藏省主計局法規課長 佐藤 一郎君
大藏事務官(大藏省主計局法規課勤務) 武藤謙二郎君

○財政法、會計法等の財政關係法律の二部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）（第十二回国会継続）

第六部 大蔵委員会會議録第七号

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第七回の大蔵委員会を開会いたします。財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案について政府より説明を聴取いたします。

○説明員(武蔵藩二頭書) 二十七年庚子算一般会計の歳出予算では、歳出科目につきまして只今御説明いたしております法案の通り部款を廃止いたしましたので、それに伴つて項目に今までのものと比べて変更を生じております。

お話の順序といたしまして、先ず項の従来の歳出科目がどういう欠点があったかというところをお話し申し上げたいと思います。従来は御承知のように、歳出科目は議決科目としては部款項と三段に分れております。更に別な角度から部局というものがござります。それで部局の中に更に部款項が置かれておる。そういう形になっております。

二十六年度の一般会計歳出予算、只今お配りしましたものを御覧になつて頂きますと、農林省のほうの説明が便宜かと存じますので、一番終りの十四枚目に農林省所管というところがございますが、農林省所管の次に部局といったしまして農林大臣官房というのがございまして、この表で御覧になりますとちよつとどれが大きな区分で、どれが小さな区分かわかりにくくなつておりますが大臣官房という部局の中に部の行政部費と、部の産業経済費がある、それでその行政部費という部は款で農林省であり、項では農林本省である、

そういう形になっております。で、こ

れを御覽になつて直ちにおわかりになりますように、従来の予算書では、一体この中で議決科目は何であるか、何が議決科目であるかということをはつ

きりするというのが予算書の非常に重要な使命だと思えますけれども、その点が非常にはつきりいたしておりません。更に非常にまずいことには、二十四年度予算で予備費が減らされて以来移用という制度を設けてまして、同じ款の中で、同一の所管の中で款が同じで

あれば、部局が異なっても項が異なつても移用ができるということになつておりますので、結局予算書がこういうふう非常に複雑に分れております上に、更に同じ款、これはこの例で申しますと、産業経済費がいい例だと思ひますが、農林業費というのが款でございます。従ひまして、複雑に分れておりますが、同じ農林業費という

款でございますと、例えば部局の農林省大臣官房のいろいろなか所で申しますと、農林漁業金融費という項の金額を、極端な例を申しますと例えば一枚めぐりまして林野庁に款農林業費というのがございまして、そこに項で林野庁、林業振興費、森林害虫駆除費という項がございしますが、ここへも持つて行くことができる。勿論移用については大蔵大臣の承認を必要といたしますので実際にそういうことは殆んどございませんが、少くとも財政法、会計法、それから二十六年度の予算総則に関する限りはそういうことが可能なん

であります。そういたしますと、これ

をざつと御覽になりますと、直ちにおわかりになりますように、農林業費というのは、農林省所管の予算の大部分を占めております。その中では部局が

異なつても金額を彼此動かすことができるというところでございますから、国会の従来の議決というものは非常に広汎な権限を行政庁へ結果においては與えた、そういうことになつております。こういう点で一つは部款に關連いたしますと部款項、こう並んでおります。

すために、却つて何が議決單位であるかということをも明瞭にしている。もう一つはそのことに關して比較的關心が薄くなりがちなこととも関連いたしまして、只今申上げたような広汎な移用が許されているというはつきりした認識を與えずに予算總則で認めてしまふということになりがちである。従ひましてそういう観点からいたしました

も、部款というものは廃止いたしましたし、項を一本にいたしまして、議決單位はこれであるということをはつきりさせたい。それからもう一つ部款を廃止したほうが適當であろうと考えました理由は、部款はこれを集計いたしましたので、行政部費の金額は総額で幾らであるか、産業経済費の金額は全体として幾らになつておるか、そういうことを明らかにするそういう分類表的な使命を持つておると思うのであります。ところが現在の部款の組方で申しますと、出資、投資というような部がございます。二十四年度予算以来御承

知の通り出資、投資が非常に殖えてお

ります。そういたしますと、出資、投資というものの総額の持つ意味というものは、非常に関心の的となるのであります。併し出資、投資、それから産

業經濟費と申しましたような分類は、
 角度的の違つた分類でございますので、
 或る例えは外国為替に對するいわゆる
 インベントリー・ファイナンスの金を
 出資、投資の金に入れるべきか、産業
 經濟費に入れるべきかという点につい
 ては非常に主観的になります。こうい

主観的な分類をそのままに残して置きますと、何か或る政策を弁護しようというときには、それに都合のいいほうの分類に入れ、又都合が悪くなると、それをほかの分類に入れる、そういうことになります。そういう危険がございしますので、むしろこういう分類表としては、こういう予算の議決科目を借用するというのではなくて、別途行

政の目的が産業経済であるか、或いは保健衛生であるかというような角度と、或いはもつと別な角度からいわれる資本的な支出であるか、或いは經常的なものであるか、そういう角度の分類と別途異なるつた角度からの分類表を作成いたしましたしまして、そうして御参考にご国会に提出する、そういうことにいたしましたれば、只今申上げたような欠点も除かれる、そういうことを考えまして部款を廃止したいと考えて提案したわけでありまして、それで部款がなくなりまして、項が従来の款のような大きなものになったのでは、只今申上げた

ような欠点は大部分残つてしまひますので、今度二十七年一般会計歳出予算を御覽になりますとわかりますように、項をどういふふうに立てるかという点については、大体このよう点を考慮いたしてあります。一つはその経費がいわゆる資本的な経費であるかどうか。それで資本的な経費というものの定義につきましてはいろいろあると思いますが、一応出資、投資のようないふ、或いは貸付のようないふもの、そういうグループ、それから第二のグループとして建設的な経費、不動産を作る、そういう経費、これを一応資本的なものと仮に名付けますと、そういう経費と通常の経費とははつきり項で区別する。それで同じ項の中に資本的な支出と通常の支出が混入しないようにする、こういうことになつておられます。これは單に経済的な分析のためという目的ではございせん、議決科目というものは本来分析のためのものではございせんが、そういう目的よりも、むしろ考へて見ますとこれはその利益が長年に亘つて政府に帰属する、或いは国民に帰属する、そういう経費であると申上げて国会の御承認を願つた経費が実際においては通常の用途に充てられてしまふ、そういうことは非常に好ましくないことと考えますので、そういう経費は議決科目としても分けるのが適當である。そういう観点から、そういうものは従来同じ項にありましてこれは分けるということにいたしてあります。ただ従来、そういう関係の経費は實際問題としては余り同一項の中に入つておつたことはございせん、この関係はさして二十六年度と二十七年度の項の変化に

は影響を及ぼしておりません。それからもう一つの点は、行政官庁の、或いは政府機関の通常の運営の経費と、それから国民に對していろいろな形で利益を直接的に與えるという性質の強い経費、これは項ではつきり區別する、それで国民に對して利益を直接的に與えるという経費、これは性質から申しますと、考えようによつては政府のすべての機関が国民に對して利益を與えるためにあるのでございまして、併しその中にもおのずから色彩の程度の差がある、例えば補助金というふうなもの、これは後者に属するものであります。それから何か政府で、これは農林省の例などにあるのでございすが、動力噴霧器というふうなものを買つて農民に無償で貸してやる、こういう経費と、官庁の建物を作るとか、そういうふうな経費、或いは官庁で本を買つとか、そういうふうなものはおのずから性質が違ふのではないだろうか、それでこういう経費は項で區別いたしまして、国民に對していろいろ直接的な利益を與えるというふうな形を以て国会に御説明した経費が、実行においてほかの経費に使われてしまふ、官庁の行政的な経費に使われてしまふ、そういうことができないようにに分けました。それから第三の点は、そういうプリンシプルの問題ではないのでございすが、従来農林省の例で申しますと、農林省の部局の農林大臣官房の次に部局の農林省農政局というものがございまして、そこに産業経済費、そのところに項の一番初めに農村振興費といふものがございすが、これが非常に例えば一例を挙げますと、これは非常に漠然としていろいろな経費が

この中に混入いたしてありましたので……

○説明員(佐藤一郎君) 予算書の三十二頁とそれからこのお配りしました資料と比べて頂いて……

○説明員(武蔵雄二君) 三十二頁で申しますと農林委員会費補助、それから農産物増産助成費、それからその他ものが農村振興費として若干載つておりますが、そういうふうな一つの項を幾つかに細分して、より具体的に経費の用途をはつきりさせる、そういうことをいたしております。で、こういうことをいたしましたので、項の数としては従来に比べて大体三割くらい増加いたしております。更に従来は項が違つても、同じようなものもこの項にも人件費や事務費や旅費が入つておるといふようなことで、實際は項を區別した実績が余らないというふうな項がございしましたが、今度はそういう項はなくなりまして、その項の数が三割増えたといふこと以上に實際においてはその執行に當つては国会で議決された通りに執行されるという効果を持つことになつておられます。

それからもう一つ、今度科目の改正に關連して御説明したいのは、従来公共事業費といふものが安本に一本になつておりましたが、部がなくなりまして、公共事業費といふような部がなくなくなりましてこの副産物といつたしまして、公共事業費は北海道開発庁のほうはまだ残つておりますが、安本の分はそれを使用する各省に分けておの／＼の項としてどういふ経費に使うかということをはつきり示すということにいたしております。更に移用につきましては、従来のように漠然と同一科内であ

ればよいといふようなことはいたしませんで、二十七年予算の予算總則二頁を御覽になりますとおわかりになりますように、第十四條の一のところでは具体的に項の名前を挙げてこれだけは移用できるというふうな形にいたしております。それからちよつとその關係で三番が引続き従来通り漠然としたものではないかという感じを持たれるかたがあると思いますが、これは只今職員給与の計算がそれほど精密に行われておりませんので、過渡的に例えれば大蔵省において職員給与が余つた、ところが高給者が財務局へ行つた、それで財務局のほうで足りなくなつた、そういう場合に一方において余りが出て一方において足りない、そういう場合に限つて移用が認められるという形になるのでございまして、従来に比べて非常にこれも制限された形になつておるのでございまして。

それからもう一つ、非常に長くなつて恐縮でございすが、従来は部局と申しますものが予算書に出ておりました、この農林省の例で申上げますと、農林大臣官房とか、局ごとに別になつておつたのであります。今度は部局に変わりました組織農林省といふものができて、その点では今までよりも大きな作り方になつたのではないかとこの問題でございすが、只今申上げましたように、従来の部局といふものは常態的にはこれは議決科目でございまして、農林大臣官房の経費は農林省農政局には移せないといふことになつておりながら、實際は二十四年度以来毎年毎年移用の規定を設けて、款が同じであれば移せるといふことになつておりましたので、議決科目としての

効果は殆んどないにひとしいといふことになつたと思ひます。更にこういうふうな役所の経費を細分いたしまして、まあ項が異なると移用は原則としてできませんから問題はないのでございすが、従来は人件費といふようなものが、主計局の月給はこれだけ、主計局の旅費はこれだけ、そういうことを一々議決科目として表面上は国会に提出しておつたのでございすが、これは現在の日本の予算の執行状況を見ておきますと非常に無理でございまして、それほど精密に実行はできない、そのためにいろいろとそれを回避するやうな手段をとらなければならぬ、これは考へて見ますと、むしろこのように議決科目として細かく区分するといふことが無理があるものであつて、こういう不必要な無理はなしにしたほうがいふだらう、こういう考へ方では今度本省の内局といふようなものは一本にいたします。併し経費をどういふふうに使ふかという予定は明らかにする必要があると考へましたので、参照書のほうでは従来通りの部局で経費が現われております。以上を以て簡單でございすが説明を終ります。

○説明員(佐藤一郎君) 補足を申上げますと、今の農林省の例で申しますと、私今教へて見ました前年度の項は十七でございまして、それで三十三頁を御覽願ひますとわかりますが、二十四でございまして、それだけ項を細分してあるわけがございまして。その代りに、今武蔵君の話がありましたように、外局例えは食糧庁とか、林野庁は別でございしますが、農政局とか、農地局のようないふ内部部局のほうでは参照書を御覽願う

とちやんと書いてございすが、それを除いてございす。

○委員長(平沼彌太郎君) 質問を一つ。

○波多野君 公共事業費の安本に集めないうで各省に分けたというは、今度予算書ではどこに出てるかちよつと……どういふふうに出てるか。

○説明員(武蔵謙二郎君) 御説明申し上げます。例へば只今の農林省の例で申しますと、林野庁に、三十三頁の、林野庁に山林事業費というのがございす。更にその次に山林施設災害復旧事業費というのがございす。これは従来の公共事業費の系統のものでございす。それからその上のほうの農林省の、三十三頁の上のほうを申し上げますと、土地改良事業費、開拓事業費、農業施設災害復旧事業費、これは従来の公共事業としておつた系統のものでございす。

○波多野君 安本のほうに公共事業費を一括して計上するやうな方式をとつて来たのは、例へば資材などについて統制をやつたという見地からあれはとつて来たと思ふのだが、安本のほうではどうなんですか、今のそういう点について。

○説明員(武蔵謙二郎君) 本年度の予算の編成について申しますと、従来と変わらないうで、安本が中心となつて予算を作りまして、それを大蔵省と相談するやうな形で一応できました。それできまつたものをこいうふうに分けたわけでございます。それで従来は一応予算がきまりましたときに内訳がきまつておりますが、その後更にいろいろと検討を加えておりますために、しばしば公共事業費については予算の配付が

遅れるというやうな弊害がございまして、今度は国会できまつた通りに執行されるやうなことにございすので、さういふ欠点も除かれると思ひます。

それから只今波多野委員のおつしやいしました点は、確かにこいうふうに分けることの弊害なんぞございすが、併し国会の議決を尊重するやうな点と併せて考へまして、非常に終戦直後のやうな、情勢が急変をしておるやうな時代を除きますれば、こいうふうに分けるべく国会の議決を細かくして頂くやうなことが正しいのではないかと考へまして、こいうふうなことにいたしましたのであります。

○波多野君 そうしますと、公共事業費については、議決があればそれに従つて、各省所管の事業を各省はお互いに相談し合ふとか、或いは安本が中に入つて事業を調整するやうなやうなことがなくて、各省が独自の立場でぐんぐんやつて行くやうなことになるわけですね。

○説明員(武蔵謙二郎君) 大体さういふことになりましてわけでございますが、本年度は過渡的でございますので、一応安本できめたものを、或いはその議決された中で多少変更するやうなことにございす。安本と各省との間に、各省で安本に一応説明するやうなやうなことがあるやうになるかも知れません。

○波多野君 これはちよつと問題だと思ふので、よく聞いておきたいのですが、従来、今言われたやうに公共事業費の各省への配分について非常に手遅れがあつて、事業が進捗しないという弊害が勿論あつたことは認めますが、今度それをすつかり外してしまつて、

各省に全部分属してしまふ、それとすると各省が競争的に、或いは又全体の資材の需給関係など、或いは又労働力の問題など考えないで、各省がやつて行つてしまふやうなやうな筋道に持つて行こうという考へ方なんですか。今年は過渡的に安本が中へ入つて調整すると言われるのだが、考へ方としてはさういふ安本が中へ入つて調整するやうなことは過渡的な措置に過ぎないのだという考へ方で、これを編成するのですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) 将来予算の編成について、安本が従来の公共事業系統のものについてどういふふうに関與するかということはまだはつきりいたしておりませんが、ただ一つ只今の点で私御説明を補足したほうがよいと思ひますのは、災害復旧費関係につきましては予算書の四十四頁を見て頂きますとおわかりのやうに、二十七年度発生災害復旧事業費として安本に一括計上してありまして、この関係については引続き従来のやうに安本がいろいろな情勢を考へて配分するやうなことになると思ひます。その他の経費についてはこれから安本の統制調整がなくなるかどうかという問題につきましまして、私まだ今後どうするかというこ

ろのいいだらうという考へでございす。

○波多野君 この問題は公共事業費のみに關しての問題ではありませんが、今度の改正法律案の第何條にあるのですか。会計法の改正に當りまして今提案されておる法律の第何條ですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) これは單に部款がなくなるといふことに關連して起つただけでございまして、安本から分けるやうなことはそれから必然的にせねばならぬという措置ではございせん。

○黒田英雄君 ちよつとお尋ねします。今、この款項を整理した理由はいらう御説明を承りました。が、この款項を整理する場合に、今まで流用がきかなくなつたために経費が膨脹するやうなやうなものを款項を整理して、それを減らして、つまり予算總額を幾分たりともそれによつて減ずるやうなやうな考へはなかつたのですか。曾つては予算の總額を減ずるために款項の整理を行なつたことも、その目的のために行なつたこともあつたと記憶するのですが、今度それは少しもお考へのうちにはないのですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) 只今の点は、今度の項は前に比べてまして細かくなつておりますので、予算としては總額が大きくなりあつたやうな欠点を持つてゐると思ひます。併し執行の問題といたしましては、従来のやうに移用ができません、余つた金がほかに使われてしまふやうなやうなことがございす。今度余つた金は不用に立てるといふことになりまして、決算面においては却つて小さくなるやうなやうな効果を持つてゐないかと思ひます。ただ項を分けますときに、予算總額を小さくするやうなことを特に力を入れては考へませんでした。

○木村謙八郎君 今日新聞を見ますと、大橋さんが安全保障費を警察予備隊のほうで使うこともできるのだといふことを言つておりますが、これはできますか。

○説明員(武蔵謙二郎君) 安全保障費につきましては、いづれ責任のあるかたから答弁することにいたしましたと思ひますが、私の聞いてゐる限りではできません。

○木村謙八郎君 このあれによつてですね。

○説明員(武蔵謙二郎君) 従ひましてこの点につきましては今度の予算はこいうことを意圖したにかかわらず、さういふところで尻抜きになつたといふことはございす。……失礼いたしました。國警に使うことは考へておりません。

○木村謙八郎君 考へるとか、考へないとかといふことじやなく、これによつてはできないのじやないですか。

○説明員(佐藤一郎君) 私から申し上げますが、私大橋さんのあれを見ておりませんが、只今の財政法と予算總則の下においては、安全保障費は大蔵省の主計局にたしか組んでおりますから……。

○波多野君 予算書何頁かちよつと知らせて下さい。

○説明員(佐藤一郎君) 二十五頁に大蔵省とございまして、その中に六、七番目のところに安全保障費といふのがございす。それでこれは只今木村さんがおつしやいますのは前のほ

うの、警察予備隊は十九頁にございませうが、警察予備隊に使うことはできないと考へております。どういふお考えでおつしやつたかちよつと具体的なことは今わかりませんが、警察予備隊にはできない……。

○波多野野郎君 今の安全保障費ですね。大蔵省に組んでゐるのはどういふ意味で組んでゐるのですか。今度の改正と関係があるのですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) これは別に関係ございませぬ。私どもはこの案を考へましたのは、昨年の春の頃でございまして、それから方針は変わつておりませんで、安全保障諸費の問題は極く最近の問題でございませぬ。

○波多野野郎君 それから大蔵本省のほうの予算に組んだのはどういふ意味ですか。

○説明員(武蔵謙二郎君) それはほかにも適当な組むところがないので……。

○木村謙八郎君 それは繰越明許との関連があるのじやないのですか。

○説明員(佐藤一郎君) ちよつと失礼いたしました。私不注意な点がありまして直しますが、二頁の予算総則の十三條をちよつと御覽願ひます。今波多野先生のおつしやいました点と関係するのですが、安全保障諸費は今後行政協定その他でどういふふうになるかわからないので、政府としても實際組むのに困難を感じたのであります。一応大蔵本省で組みました。今後どういふことになるかわかりませんが、ここにございませうように、第十三條、大蔵省所管大蔵本省に計上した防衛支出金、平和回復善後処理費及び安全保障諸費を使用する場合においては、それを必要とする各省各庁所管の予備隊に大きく出ると、又再軍備がう

んと始まるという心理的な影響が悪いので、こういうふうなものには、本当ならば不安保障費なのに、安全保障費と言つてゐるうちに我々は解釈できるのです……。

○説明員(佐藤一郎君) 一つ予算審議の際によろしく願ひいたします。

○波多野野郎君 先ほど説明が、この改正法案について、説明のところ、例えは従来出資、投資というふうなものを入れた説明書と、産業経済費というものを中心としたような説明書とあつて、實際僕らは予算を見るのに困つたことが大分あつたのだが、今度は何かそういう資本的な経費と、経常的な経費との分類とかいふようなものをほつきり出す……。

○説明員(佐藤一郎君) これにつきましては予算総則の第九條を御覽願ひとわかるのでありますが、例の国家行政組織法ですね、例の省の廃合でございまして、いわゆる行政機構が改正された場合に、権限が移動する場合がございます。そういう場合には、農林省に属する農林省に属するものがございまして、その関係が移動する場合がございます。……。

○木村謙八郎君 先刻の安全保障費の問題は別として、一応財政法に規定がないのを予算総則で、こういう十三條によつて……。

○説明員(佐藤一郎君) できるわけですか。この予算総則によつて議決を経た場合には、この予算総則によつて……。

○木村謙八郎君 そうすると、何のために……。

○説明員(佐藤一郎君) この安全保障諸費の内容もこれからだん／＼わかつて来る点もありますが、これは或る程度止むを得ないと思ひますが、全体の私たちの考へ方はできるだけ経費の使用については厳重にやつて行きたいという意味で項を中心にする、こういう建方をしたのであります。

○木村謙八郎君 これはあとで主計局その他から聞かなければならませぬが、安全保障費と、それから警察予備隊の費用との性質の違いがどうも明らかでないが、本当ならば警察予備隊のほうに計上すべきものが安全保障費のほうに……。

○説明員(佐藤一郎君) 只今の点は議決科目という性質から考へても、更に分析の点から考へても、そういうふうに分けることが両方のために便利であるといふことではございませぬ。それから二十八條の参考書として近く資本支出であるかどうかの分類、或いは産業

経済か、或いは治安行政かというような角度の分類を、縦横にした表を提出することにしておりますが、目下おおむねでき上つております。

○木村謙八郎君 先刻の安全保障費の問題は別として、一応財政法に規定がないのを予算総則で、こういう十三條によつて……。

○説明員(佐藤一郎君) これにつきましては予算総則の第九條を御覽願ひとわかるのでありますが、例の国家行政組織法ですね、例の省の廃合でございまして、いわゆる行政機構が改正された場合に、権限が移動する場合がございます。……。

○木村謙八郎君 先刻の安全保障費の問題は別として、一応財政法に規定がないのを予算総則で、こういう十三條によつて……。

○説明員(佐藤一郎君) 只今の点は議決科目という性質から考へても、更に分析の点から考へても、そういうふうに分けることが両方のために便利であるといふことではございませぬ。それから二十八條の参考書として近く資本支出であるかどうかの分類、或いは産業

経済か、或いは治安行政かというような角度の分類を、縦横にした表を提出することにしておりますが、目下おおむねでき上つております。

○説明員(佐藤一郎君) 只今の点は議決科目という性質から考へても、更に分析の点から考へても、そういうふうに分けることが両方のために便利であるといふことではございませぬ。それから二十八條の参考書として近く資本支出であるかどうかの分類、或いは産業

経済か、或いは治安行政かというような角度の分類を、縦横にした表を提出することにしておりますが、目下おおむねでき上つております。

○木村謙八郎君 先刻の安全保障費の問題は別として、一応財政法に規定がないのを予算総則で、こういう十三條によつて……。

○説明員(佐藤一郎君) 只今の点は議決科目という性質から考へても、更に分析の点から考へても、そういうふうに分けることが両方のために便利であるといふことではございませぬ。……。

○木村謙八郎君 先刻の安全保障費の問題は別として、一応財政法に規定がないのを予算総則で、こういう十三條によつて……。

○説明員(佐藤一郎君) 只今の点は議決科目という性質から考へても、更に分析の点から考へても、そういうふうに分けることが両方のために便利であるといふことではございませぬ。……。

○木村謙八郎君 先刻の安全保障費の問題は別として、一応財政法に規定がないのを予算総則で、こういう十三條によつて……。

○説明員(佐藤一郎君) 只今の点は議決科目という性質から考へても、更に分析の点から考へても、そういうふうに分けることが両方のために便利であるといふことではございませぬ。……。

○木村謙八郎君 先刻の安全保障費の問題は別として、一応財政法に規定がないのを予算総則で、こういう十三條によつて……。

○説明員(佐藤一郎君) 只今の点は議決科目という性質から考へても、更に分析の点から考へても、そういうふうに分けることが両方のために便利であるといふことではございませぬ。……。

○木村謙八郎君 先刻の安全保障費の問題は別として、一応財政法に規定がないのを予算総則で、こういう十三條によつて……。

○説明員(佐藤一郎君) 只今の点は議決科目という性質から考へても、更に分析の点から考へても、そういうふうに分けることが両方のために便利であるといふことではございませぬ。……。

○木村謙八郎君 先刻の安全保障費の問題は別として、一応財政法に規定がないのを予算総則で、こういう十三條によつて……。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは継続費のほうの御説明を願うことにしてよろしくご説明をお願いします。

○説明員(佐藤一朗君) 継続費について申し上げますが、四十六頁を御覧願いますとおわかりになります。そこには予算の乙号というのがござります。それで先般御説明申し上げておりますように、総務府所管の北海道開発庁におきまして、幾春別川総合開発事業費、

この継続費とそれから建設省所管におきまして、鬼怒川外二河川総合開発事業費というのがござります。それからなおこの薄いほうの特別会計予算というものを、予算書と別冊になつておりますが、特別会計予算の三十四頁を御覧願いますと、ここに継続費として特定道路整備事業費として項に門国道整備事業費というのがござります。従来門国道は一般会計公共事業費の中で出ておつたわけでありまして、今回特別に道路に關しまして、特別会計が設定されました。特定道路整備特別会計ができましたので、その中に入れることになりました。特別会計のほうに移つたわけでありまして、それから念のために申し上げますと、一般会計の予算書に戻りまして、千三十四頁を御覧願います。御承知のように前の四十六頁にござりました建設省の、これはいわゆる形式の予算でござります。あのほうがいわゆる予算参照書と申しておりますが、その中で建設省の鬼怒川外二河川総合開発事業費の内訳が明示してござります。これは狼ヶ石川総合開発と物部川総合開発となつております。それから附帯事業費と云うふうになつております。この前小林委員から御心配のありました点

で、私どもではこれについては流用は全然認めないという方針にいたしております。大体予算に載つております継続費は以上であります。

○木村八郎君 継続費はそれでわかれましたが、あとで御説明あるかも知れませんが、継続費と繰越明許費との区別ですね、どういふところなんですか。

○説明員(佐藤一朗君) 繰越明許費は御承知のように本来はやはり当初のその一カ年だけでやる予定である、本来の趣旨は、併し事業の趣旨は、繰越の可能性が相当ある、こう思われるものにつましては、事業の途中で年度が終つてしまひましては本来の予算を貫くことができませんからして、そのためにあらかじめ明許をとつておく、こういうものでござります。それでいけば本来一年間の経費であるけれども、その例外としてやつておる。継続事業費につましては最初からいわば計画的に四カ年間、五カ年間かかつて事業を遂行する必要があると認められておる、こういうものであります。

○木村八郎君 そうしますと繰越明許の場合、いわば例外的に使い、それから継続の期間も継続費みたいに長くない、こう解釈していいのですか。

○説明員(佐藤一朗君) 次の年度に入るのであります。

○木村八郎君 そうすると例外が非常に多いのですか、今度の予算では。

○説明員(佐藤一朗君) 繰越明許費です。

○木村八郎君 ええ、繰越です。ですからさつきの安全保障費などは繰越明許になるのですか、これでしよう、

丙号のこの四十七頁ですね、これが例外と言ふるかどうか。

○説明員(佐藤一朗君) これは考え方が、予算全体から見ましてどの程度になるか、今申し上げられませんが、繰越明許は従来からずっと件数は相当ござりますが、特にいふゆる戦争前に随分繰越明許が多かつたのです。これも例外という考え方が、併し年度は来てしまひまして、そのまゝ不用に立てるといふことは予算の目的を達成いたしませんからして、念のためにこういう措置をいたしておきまして、まあいざという場合の用意をしておく、ということも、予算を趣旨通りに執行したいという行政の立場からすると止むを得ないと考えます。

○木村八郎君 僕は前の戦争中のい

わゆる臨時軍費ですね、ああいうものは、継続費といふものを許す、そういう場合の臨時軍費的な弊害が出て来るといふような議論があつたのですが、今度のあれを見ると、継続費という形では出て来ないで、繰越明許という形でどうも臨時軍費的な性格のものが相当出て来て、これが非常に重要なやないかと思ふのですがね。今度の改正で、前は明許繰越で、今度は繰越明許といふものを加へると、この予算書を見てわかつたのですが、その繰越明許の費用が非常にたくさんあると、その必要上今度の財政法にそつた一項を加へるというところが出て来たと思ふのです、ね、そういうやないのですか。

○説明員(佐藤一朗君) 明許繰越と繰越明許は同じです。ただこの繰越明許費といふ一つの言葉を作りました、表現を違へたいただけでも、同じものでござります。ただ今度財政法で

改正いたしましたのは、従来繰越明許はこういふふうな当初予算のときに最初から繰越す虞れがあるというものの明許を得ておつたのであります。ところが年度を経過いたしまして、例えば本年度の予算について申上げますと、前年の当初予算としては明許を得ていなかった、併しこの一月までの事業の執行状況を見てはとも三月までにはやるべきことができまいというやうな虞れのある場合には、従来は事故繰越の規定だけで賄つておつたのであります。が、それでは不十分なので、勿論あらかじめ国会の議決を経まして、そうして追加して繰越明許をすることができ、本来の予算の額は変わらないのですが、繰越明許だけを追加することができる措置をとりたいというので財政法で繰越明許が出たわけでありまして、繰越明許の性質そのものについては変わっておりません。

○木村八郎君 この繰越明許費は全部でどのくらいでありますか。

○説明員(佐藤一朗君) これはちよつとここに挙げました予算の総額を総計しても意味がないので、ちよつと予定がつかんわけでありまして、これは万が一三月までにはできない場合には繰越明許ができるという意味でありまして、公共事業費等につましては、例えばここにござります四十七頁の北海道開発庁の予算等についてやつてありますのは、御承知のように北海道は寒い期間が多くて事業の執行期間が非常に短く、それでちよつとした故障がありまして、その年度内に完成することが非常に困難であるというやうな、それだけに必要がありまして、必ずしも繰越することが確実であるというわけでは

ありませんけれども、あらかじめ明許をとつておく、こういう気持でござりますので、どのくらいかということとはちよつとはつきりは申し上げられないのです。

○木村八郎君 その明許を要する費用についての合計額はわかりませんか。

○説明員(佐藤一朗君) 予算のですから、それは今私の手許に数字がございせん。ここに数字を合計しなければなりませんので、今ちよつと手許にございせん。

○木村八郎君 例へば安全保障費というものが対象になつて来ているのでしょうか。

○説明員(佐藤一朗君) 安全保障費は四十八頁に出てござります。

○木村八郎君 そうすると、それは非常に大きな金額が対象になるわけですね。それが全部というわけではないのですけれどもね。

○説明員(佐藤一朗君) ただこれは私も安全保障費の内容を御説明する資格はないのであります。いわゆる対外協定等にもかかつておるわけでございますが、その実行の如何とか、それらによつてスケジュールが狂つて参りますので、どうしても延びる可能性もあると、年度内に使ひ切らんという場合には、何かさういふ万が一遅れた場合には三月までには無理ではないかという虞れのあるものを載せておるわけです。

○木村八郎君 ところが、警察予備隊がさうなつてゐるでしよう。それから大蔵省で平和回復善後処理費、防衛支出金、安全保障諸費、こういう今度の予算で非常に重要なものが皆さうい

う対象になるという事は、どうも継続費と期間も違ふし、まあ例外的に扱ふのだから……、これも違ふというものの、實質においてはどうも継続費の變形、どうも變態的継続費みたい……、今後どうも防衛費が殖えて来るような場合、こういう形でやられたのでは前の臨軍費と余り違わなくなつて来るのじやないかと思ふのですよ。

○説明員(佐藤一郎君) まあこれが予算の問題でして、私もちよつとここで御満足の行く答弁ができるかどうかかわかりませんが、まあこれは考え方で、アメリカのように、もう最初からどんな予算でも或る年に組めば次の二年間は黙つて使える、いわば当然二年間は繰越して使えるという野放しの制度もあるわけですが、ですから、この繰越については日本の制度はむしろ窮屈であるという議論のほうが一般の理論家の間では多いくらいです。まあ少くとも国会が事業処理に対してこれだけの予算を認めて、これを使え、使つてもよろしいと言つておるわけでありまして、一面において濫用を防がなければなりません、他面において政府が承認を得た目的に従つて効率的に金を使わなければならぬ。たま／＼一年の会計年度というものは三月なら三月に来ておるというだけであつて、この予算の執行全体が十分目的を達しないというところでは困る場合があるのじやないかと思ふのです。でありますからして、これが継続費と同一視されると非常に困ると思ふのでありますが、そういう点も一つ御了解願いたいと思ひます。

○木村福八郎君 大体大ざつばにどのくらいになるかわかりませんか。

○説明員(佐藤一郎君) これには今御指摘になつたような新しい経費ですね、ここにある大蔵省の關係等の新しい経費はちよつと私も申し上げかねますが、従来の例えは公共事業費でございますとか、こういうものにつきましては、繰越というものが毎年決算で明らかになつておりますから、それほど大したものはありません。

○木村福八郎君 まあそういうものは、今度やはりいいわゆる再軍備的な財政予算にしたのでこういう無理が出て来るのだらうと思ふのですが、その中で二十七年度に使えないということとは明らかだけれども予算を取つておくということになるわけ、最初から繰越が予想されていながらも予算を計上されると、こういうことになると思ふのですから、それが本年度どのくらい明許繰越の対象になるのか、大ざつばでよいのです。

○説明員(佐藤一郎君) ちよつと見込が立たんと思ひますが……。

○田村文吉君 ちよつと関連して……、明許繰越は翌年度以上に延びることは絶対にないのですか。

○説明員(佐藤一郎君) ございませう。翌年度以上と申しますのは、明許繰越としては次の一年間しか認められないわけでございます。

○木村福八郎君 詰らんことなんです、どうして繰越明許というものを明許繰越と……。

○説明員(佐藤一郎君) これは予算に繰越明許費というのを入れたものですから、繰越明許費という一つの言葉を作つたものですから、逆さまに繰越明許費としたわけです。

○木村福八郎君 僕は性質が違ふのかと思ひましたが……。

○説明員(佐藤一郎君) いえ、全然從來と同じでございます。

○田村文吉君 あとでさつき木村委員のお話のあつた数字を……大体どのくらいの数字になるか。

○説明員(佐藤一郎君) 明許繰越關係の予想はつきませんから、過去の繰越明許の実績でも、繰越額をお知らせすることはできませんが……。

○田村文吉君 いや、その問題だけでなく、實際の明許繰越をした費用でなくて、全体の明許繰越關係の總額は幾らになるか。

○説明員(佐藤一郎君) これは合計さして……。

○田村文吉君 はあ。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて下さい。

午後零時一分速記中止

午後零時二十一分速記開始

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めして下さい。それでは明日の午後委員会を開きまして、そしていづれ大臣に来て頂く場合のこちらの質問事項について打合せということをお願いいたします。

それでは今日はこれで散会いたします。

午後零時二十二分散会